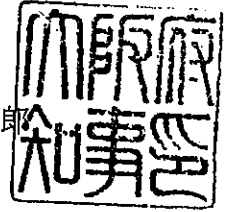


法第1397-4号  
平成25年11月12日

公益財団法人大阪対がん協会  
代表理事 堀 正二 様

大阪府知事 松 井 一 郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成25年11月12日から平成30年11月11日まで